

📖 中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、
税務総局、銀監会による「クロスボーダー貿易
人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」の公布について

2010年6月23日
第4号

企画部 調査課

2010年6月17日付けで、中国人民銀行など6関連部門は「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」(銀発[2010]186号 以下は「通知」と略称)を公布した。2009年7月のクロスボーダー貿易人民元決済の試行以来、企業によるクロスボーダー貿易人民元決済に対するニーズの高まりを受けて、決済額および件数が順調に増加しつつある。このたび公布された「通知」は、クロスボーダー貿易決済に係わる範囲拡大及び規制緩和を通じて、クロスボーダー人民元決済の更なる推進を狙っている。

◆クロスボーダー貿易人民元決済の現状

2010年3月末時点で、中国域内における銀行によるクロスボーダー人民元貿易決済の総額は219.4億元に達し、うち、貨物輸出決済は18.6億元、貨物輸入決済は181.3億元、サービス貿易およびその他経常項目下の決済総額は19.5億元。試行以来、クロスボーダー貿易人民元決済の取引金額および件数の推移は右図の通り。

クロスボーダー貿易人民元決済総額および件数の推移



(出所：中国人民銀行)

◆従来との比較、「通知」による変化

①対象地域の拡大

「通知」により、クロスボーダー貿易人民元決済のパイロット地域は、中国域内では、従来の5パイロット都市から20省（自治区、直轄市）へ、域外対象地域では、従来の3地区から全ての国と地区に対象が広がった。

対象地域	従来	今後
域内地域	5都市—— 上海、広州、深セン、珠海、 東莞	20省（自治区、直轄市）—— 上海、北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜 江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、広東 ¹ 、 海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆
域外地域	香港、マカオ、アセアン	全ての国と地区

②対象企業と対象業務の拡大

2009年7月に公布された「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」と「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法実施細則」では、クロスボーダー貿易人民元決済は貨物貿易に限定されたが、「通知」第四条により、中国域内パイロット地域になる20省（自治区、直轄市）では、パイロット企業と非パイロット企業を区分せずに、すべての企業に対して輸入貿易、サービス貿易及びその他の経常項目下のクロスボーダー人民元建て決済が認められるようになった。²

業務種類	適用対象
輸入	パイロット省（自治区、直轄市）の企業
サービス貿易	
その他経常項目	

③貨物輸出に対するパイロット企業管理制度の適用

輸出貿易に対しては、北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南など16のパイロット省（自治区、直轄市）において、パイロット企業管理制度が適用される。上記の16省（自治区、直轄市）では、所在地の関連部門が、輸出貨物人民元決済パイロット企業を推薦し、人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀监会が総

¹ 広東省では既存の4パイロット都市から全省範囲に拡大する。

² なお、貨物輸出に対して、パイロット企業管理制度が保留されており、詳細は③「パイロット企業管理制度の適用」の部分をご参照。

量規制の下で、パイロット企業リストを審査し確定する。パイロット資格を取得した企業は、人民元決済での輸出貨物貿易は、関連規定に基づき通関手続きをし、輸出貨物の税金還付（免除）を享受することができる。

④8つの国境省（自治区）における貨物貿易の際の人民元建て決済

内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、広西、雲南、チベット、新疆等 8 つの国境省（自治区）の域内では、輸出入経営資格を取得した企業は、指定された国境で隣国との一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物に対して人民元での決済が認められる。うち、内モンゴル、遼寧、雲南、広西の4省（自治区）では、パイロット企業管理制度が適用されるため、認定されたパイロット企業は「通知」の第五条の関連規定に基づき輸出通関及び税金還付（免除）手続きを行うことができる。一方、上記8つの国境省（自治区）のその他の企業は、「国境地区における一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物に対する人民元決済する際の税金還付（免除）試行の通知」（財税 [2010] 26 号）に基づき輸出通関および税金還付（免除）手続きを行う。

企業別	輸出税還付（免除）に係わる参照規定
内モンゴル、遼寧、雲南、広西におけるパイロット企業	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」（6 部門公告「2009」第 10 号）によるクロスボーダー貿易人民元決済を行う。 「通知」第五条に基づき、通関および税金還付（免除）手続きを行う。
内モンゴル、遼寧、雲南、広西の非パイロット企業および吉林、黒竜江、チベット、新疆の域内企業	「国境地区における一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物に対する人民元決済する際の税金還付（免除）試行の通知」（財税 [2010] 26 号）に基づき輸出通関および税金還付（免除）手続きを行う。

今回の「通知」により、クロスボーダー貿易人民元決済の試行範囲は大幅に拡大された。しかし、対象地区においても、クロスボーダー貿易人民元決済の展開・推進は時間を要するものであり、更なる対象範囲の拡大は現状予定されていない。尚、試行開始後一年を経ずに、試行範囲を大幅に拡大したことから、中国当局による人民元建て決済の更なる推進に対する決意が感じられる。「通知」を通し、クロスボーダー人民元建て決済における経常項目下の業務制限が開放されたが、資本項目関連には言及していない。しかし、個別ケースでも資本項目のクロスボーダー人民元決済を認可する動きも見られ、今後の動きが期待される。

【参考資料：クロスボーダー貿易人民元決済に係わる法令法規一覧表】

公布日	関連法規	主要内容
03年3月3日	国家外貨管理局、「境外機構が対外貿易において人民元を建値通貨とするこの関連問題に関する通知」(匯發[2003]29号)	人民元を建値とする輸出入契約の締結を認めた。(但し、人民元で直接決済することは認められていない)。
03年9月22日	国家外貨管理局「边境貿易外貨管理弁法」(匯發[2003]113号)	一部域外における対外貿易決済にて人民元を直接使用して決済することが認められた。
08年12月8日	國務院、「当面の金融による經濟發展促進に関する若干の意見」(金融三十条意見)	人民元建て貿易決済の試行構想が盛り込まれた。
08年12月24日	國務院、「対外貿易の安定的成長の維持に関する意見」	長江デルタ地区(上海市、江蘇省、浙江省)及び広東省と香港、マカオ間、広西チワン自治区・雲南省とアセアン間について、人民元建て貿易決済の試験的導入を決定。
09年7月2日	中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」	中国域内のパイロット地域所在のパイロット企業と香港、マカオ等の企業との間の貿易決済を人民元で直接的に行うことを認めた。
09年7月3日	中国人民銀行、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」	人民元建て貿易決済に関する具体的な実施細則を公表。
09年8月25日	国家税務総局、「クロスボーダー貿易人民元決済輸出貨物輸出税還付・免除に関する通知」	パイロット企業の人民元建て貿易決済による輸出貿易決済において、輸出税還付・免除策の享受を可能と規定した。
10年3月29日	財政部、国家税務総局「国境地区における一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物に対する人民元決済する際の税金還付(免除)試行の通知」	8国境省(自治区)の行政域内で、登録された輸出企業は、一般貿易および国境小口方式にて指定された陸上通関地を通し隣国へ輸出する貨物に対する、税金還付(免除)の優遇を規定した。
10年6月17日	人民銀行など6部門、「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」	人民元建て貿易決済の対象地域の範囲、対象企業及び対象業務を拡大した。パイロット地域となる8国境省域内で、貨物貿易における人民元建て決済及び輸出の税金還付(免除)の適用法規を明確化した。

(各種公表資料に基づき三菱東京UFJ銀行(中国)企画部調査室作成)

以下は「通知」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>中国人民銀行 財政部 商務部 海關總署 國家稅務總局 銀監會</p> <p>關於擴大跨境貿易人民幣結算試點有關問題的 通知</p> <p>銀發〔2010〕186號</p> <p>人民銀行上海總部、天津、瀋陽、南京、濟南、 武漢、廣州、成都分行、總行營業管理部、重慶 營業管理部、呼和浩特、長春、哈爾濱、杭州、 福州、南寧、海口、昆明、拉薩、烏魯木齊中心</p>	<p>中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 國家稅務總局 銀監會による</p> <p>クロスボーダー貿易人民元決済試行拡大関連問題 についての通知</p> <p>銀發〔2010〕186號</p> <p>人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟南、 武漢、廣州、成都支店、本部營業管理部、重慶 營業管理部、フフホト、長春、ハルピン、杭州、 福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウルムチ中心</p>

支行，各副省级城市中心支行；北京市、天津市、内蒙古自治区、辽宁省、吉林省、黑龙江省、上海市、江苏省、浙江省、福建省、山东省、湖北省、广东省、广西壮族自治区、海南省、重庆市、四川省、云南省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区财政厅、商务厅、国家税务局、银监局；海关总署广东分署、天津、上海特派办、各直属海关：

自2009年7月开展跨境贸易人民币结算试点工作以来，人民币资金结算、清算渠道便捷、顺畅，人民币出口退（免）税及进出口报关政策清晰明确、操作流程便利，受到了试点企业的普遍欢迎。为满足企业对跨境贸易人民币结算的实际需求，进一步发挥人民币结算对贸易和投资便利化的促进作用，经国务院批准，现就扩大跨境贸易人民币结算试点工作的有关问题通知如下：

一、跨境贸易人民币结算的境外地域由港澳、东盟地区扩展到所有国家和地区。

二、增加北京、天津、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广西、海南、重庆、四川、云南、西藏、新疆等18个省（自治区、直辖市）为试点地区。

三、广东省的试点范围由4个城市扩大到全省，增加上海市和广东省的出口货物贸易人民币结算试点企业数量。

支店、各副省レベル都市中心支店；北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広東省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル族自治区财政厅、商務庁、国家税務局、銀監局；税関総署広東分署、天津、上海特派弁、各直属税関：

2009年7月にクロスボーダー貿易人民元決済試行仕事をスタートして以来、人民元資金決済、清算ルートが便利、順調で、人民元輸出税金還付（免除）及び輸出入通関政策が明確になっており、操作フローが便利で、パイロット企業の歓迎を受けた。企業のクロスボーダー貿易人民元決済の実際ニーズに応じて、貿易と投資便利化に対するクロスボーダー貿易人民元決済の促進作用を更に発揮させるため、国務の批准を経て、ここにクロスボーダー貿易人民元決済試行工作拡大に関する問題について以下のとおり通知する。

一、クロスボーダー貿易人民元決済の域外地域は、香港、マカオ、アセアン地区からすべての国と地域に拡大する。

二、新規に北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆等18の省（自治区、直轄市）をパイロット地区とする。

三、広東省のパイロット範囲は4都市から全省に拡大し、上海市と広東省の輸出貨物クロスボーダー貿易人民元決済のパイロット企業の数を増加する。

四、试点省（自治区、直辖市）的企业，可以按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告（2009）第10号，以下简称《试点管理办法》）以人民币进行进口货物贸易、跨境服务贸易和其他经常项目结算。

五、北京、天津、内蒙古、辽宁、上海、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广东、广西、海南、重庆、四川、云南等16个省（自治区、直辖市）出口货物贸易人民币结算实行试点企业管理制度。请各省（自治区、直辖市）、计划单列市人民政府协调当地有关部门按照《试点管理办法》第四条有关规定推荐出口货物贸易人民币结算试点企业，人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会将在总量控制的前提下，审定试点企业名单。经审定后的试点企业使用人民币结算的出口货物贸易按照有关规定办理出口报关手续，享受出口货物退（免）税政策。

六、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、广西、云南、西藏、新疆等8个边境省（自治区）具有进出口经营资格的企业，可以在指定口岸与毗邻国家的一般贸易和边境小额贸易出口货物按照《试点管理办法》开展人民币结算试点。其中，内蒙古、辽宁、广西、云南等四省（自治区）按照《试点管理办法》选择的试点企业按本通知第五条规定办理出口报关及退（免）税手续；8个边境省（自治区）的其他企业在指定口岸与毗邻国家的一般贸易和边境小额贸易使用人民币结算的，出口报关及退（免）税手续按照《财政部国家税务总局关于边境地区一般贸易和边境小额贸易出口货物以人民币结算准予退（免）税试点的通知》（财税

四、パイロット省（自治区、直辖市）の企業は、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会 公告〔2009〕第10号 以下「試行管理弁法」と省略）に基づき、人民元で輸入貨物貿易、クロスボーダーサービス貿易及びその他の經常項目決済を取り扱うことができる。

五、北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南など16省（自治区、直辖市）の貨物輸出における人民元決済はパイロット企業管理制度を適用する。各省（自治区、直辖市）、計画単列市政府は、所在地の関連部門と協力し、「試行管理弁法」第四条の関連規定に基づき、輸出貨物人民元決済パイロット企業を推薦し、人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀監会は総量規制の下で、パイロット企業リストを審査する。審査を経て、パイロット資格を取得したパイロット企業は、人民元決済での輸出貨物貿易は、関連規定に基づき通関手続きをし、輸出貨物の税金還付（免除）政策を享受する。

六、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、広西、雲南、チベット、新疆など8つの国境省（自治区）で輸出入経営資格を取得した企業は、指定された国境での隣国との一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物は、「試行管理弁法」に基づき、人民元決済試行を行うことができる。うち、内モンゴル、遼寧、広西、雲南など四省（自治区）の域内で、「試行管理弁法」に基づき指定されたパイロット企業は、本通知第五条の規定に基づき、輸出通関および税金還付（免除）手続きを行う。8つの国境省（自治区）のその他の企業は、指定された国境で、隣国との一般貿易および国境小口貿易は人民元で決済する場合、「財政

<p>(2010) 26号) 办理。</p> <p>七、请开展跨境贸易人民币结算试点所在省（自治区、直辖市）的相关部门按照《试点管理办法》等有关文件积极做好试点工作，保证跨境贸易人民币结算试点工作顺利进行。</p> <p>中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 税务总局 银监会</p> <p>二〇一〇年六月十七日</p>	<p>部国家稅務總局による国境地区における一般貿易および国境小口貿易の輸出貨物に対する人民幣元決済する際の税金還付（免除）試行の通知」（財稅[2010]26号）に基づき、輸出通關および税金還付（免除）手続きを行う。</p> <p>七、クロスボーダー貿易人民幣元決済のパイロット地区となる省（自治区、直辖市）の関連部門は、「試行管理弁法」など関連通知に基づき、積極的にクロスボーダー貿易人民幣元決済試行工作を行い、クロスボーダー貿易人民幣元決済工作の順調な進行を確保しなければならない。</p> <p>中国人民銀行 財政部 商務部 稅關總署 稅務總局 銀監會</p> <p>二〇一〇年六月十七日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亞秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250